

# 地方からの提案個票

＜各府省第2次回答まで＞

通番	ヒアリング事項	個票のページ
31	市町村策定の創業支援事業計画認定の権限等に係る移譲	1～9
27	高圧ガス保安法等における申請等の手続の適正化	10～15
追4	火災信号及び津波警報標識におけるサイレン吹鳴パターンの重複の解消	16～21

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

通番31

管理番号	313	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲				
提案団体	香川県、徳島県				
制度の所管・関係府省	総務省、経済産業省				

## 求める措置の具体的内容

創業から創業後のフォローアップまで一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に行えるよう次のとおり提案する。

- ①創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲
- ②創業・第二創業促進補助金に係る権限及び交付事務に係る財源を都道府県へ移譲

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創業に係る施策も県・市町が相互に連携しつつ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支援事業計画については、国から情報共有があっても県が認定権限を有していないため、市町に対し同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援に取り組める環境にない。

そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で積極的に実施している創業セミナーの開催等創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業との一層の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した創業支援を行うことができる。また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、(公財)かがわ産業支援財団が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対しその周知に努めるとともに、申請受付時等においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに今年度からは、支援を受けた事業者等を対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催や中小企業診断士等の専門家の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。

しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県民と県及び県の関係機関との接点が減少し、同補助金やこれを通じた県・市町の関連施策の周知の機会が減少するとともに、創業者の情報を得る機会の減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じている。

創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金として交付)ことで、県と市町が連携して同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができるとともに、補助金の交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能であり、創業支援を受ける者にとってのメリットが大きい。

以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び財源の都道府県への移譲を提案する。

## 根拠法令等

産業競争力強化法  
第113条、114条、137条3項  
創業・第二創業促進補助金

## 各府省からの第1次回答

ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」及び「創業・第2創業促進補助金」については、「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。

<「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」>

- ①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。
- ②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ③創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

### 1. 創業支援事業計画の認定

創業支援については、創業支援事業計画の策定主体である市町村に十分なノウハウがない場合が多く、市町村により近い都道府県に認定権限があれば、より市町村と連携して、都道府県の施策とも関連付けた効果的な創業支援を行うことができるものと考えている。

### 2. 創業・第二創業促進補助金

香川県では創業支援を受けた事業者などを対象に、支援後のフォローアップにも取り組んでいるが、平成26年度補正予算から地方事務局が廃止され、申請受付窓口等が民間企業に一本化されたことで、創業者の情報を得る機会が減少し、フォローアップにも支障が生じている。

創業・第二創業促進補助金の移譲を受けることにより、創業から創業後のフォローアップまでの一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に行うことができるものと考えている。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

神奈川県、東温市

○① 補助金の窓口が東京1本になり完全に書面だけの審査となったため、「作文の上手な人」が有利となり、実情を踏まえた採が困難と思われる(創業者の場合補助金手続きに慣れた者は希少であるためその傾向が強くなると思われる。従来は地方事務局が面談等していた。)

② (創業支援事業者の関わりが一部想定されているが)地元での支援機関での相談・指導やその後の継続支援が担保されていないことに加え、「補助金ありき」での創業が増えることが見込まれ、創業計画の改善や創業後の持続性・成長性の確保が困難となる。(従来は地方事務局で事前や申請時に相談を受けアドバイス等を行っていた。決定後も事業者に訪問し面談していた)

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 創業・第2種創業促進補助金(創業補助金)について、第1次ヒアリングにおいて、「閣議決定に記載していた各都道府県の地域審査会を、廃止して全国の窓口が一本化したことについて、対外的な説明責任があるのではないか」という指摘に対して、「御指摘のとおり」という回答があったが、創業促進補助金の窓口を一本化した経緯等について、明確に御説明いただきたい。
- 創業補助金について、第1次ヒアリングにおいて「地方事務局を置けるかどうかというのはこの場ですぐには申し上げられないが、都道府県の関与の連携を強める方向で運用改善を考えていきたい」、「地方事務局と類似の機能を次の制度でビルトインするのであれば、都道府県に説明、相談する」等の御説明があったが、概算要求の期限(8月末)を迎えた現時点での検討状況をお示しいただきたい。
- 創業補助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、数千件の創業支援補助金の審査を国が一括してやらなければいけないということに元々無理があると思われるので、国は採択基準を定める程度の役割に特化し、事務・権限を都道府県に移譲するべきではないか。
- 創業補助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、今後の創業補助金の予算編成過程においては、同補助金と密接に関連する創業支援事業計画の制度運用状況を可能な限り検証し、地方分権、地方自治の観点からその結果を反映していただきたい。
- 創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲について、第1次ヒアリングにおいて、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)における「現在の制度枠組みを含めた検証」を、「産業競争力強化法施行2年となる来年1月から3月で行いたい」という御説明があったが、当該検証はどのように行う予定か、御教示いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。

<「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」>

- ① 創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。
- ② 創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ③ 創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。

- ①については、26年度中に実施済みである。(産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定等に係る都道府県の支援について(平成27年2月6日付総行政10号))
- ②については、現在の制度枠組みを含めた検証を来年1月から3月に実施予定。
- ③については、現在、概算要求中の平成28年度予算事業において、地域審査会を設置し、都道府県が関与する方法を検討しているところ。

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

通番31

管理番号	52	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	創業支援に関する事務・権限の都道府県への移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、経済産業省(中小企業庁)				

## 求める措置の具体的内容

経済産業局等が行っている創業支援に関する事務・権限を都道府県へ移譲し、集中させること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の必要性】

地域経済の担い手である中小企業等への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町村等と密接に連携して産業労働施策を推進し、地域の実情に精通し分野を越えたネットワークを有する総合的な行政主体である都道府県が一元的に担えば、ワンストップでより効果的・効率的に行える。

創業支援については、国と都道府県がそれぞれ創業者等への支援事業を展開しており、典型的な二重行政となっている。本県では、創業支援の取組として、平成16年に創業・ベンチャー支援センター埼玉を開設しており、平成26年度までに2,235社の起業実績を上げている。国と都道府県に分かれている創業支援を都道府県が一元的に行えば、こうした創業支援の実績を活用し、日頃の市町村や商工団体とのネットワークを生かして、より効果的な支援を行うことができる。

### 【支障事例】

身近な県で創業に向けた助言等を受けている創業者にとって、国の補助金を利用して資金確保するために国側の手続の窓口に出向かなければならないことが二度手間になっている現実がある。また、国の補助対象事業に適合させるため、創業・ベンチャー支援センター埼玉等とは異なる助言等を受けて、事業計画の変更等が必要となることも考えられる。

創業・第二創業促進補助金(H24～25は地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、25年度までは各都道府県ごとにその関係機関等が地域事務局を務めていたが、26年度からは経済産業省が委託した民間企業1社が事務局になったので、都道府県との関係が希薄化している。

## 根拠法令等

経済産業省組織規則第231条19号等  
創業・第二創業促進補助金募集要項

## 各府省からの第1次回答

ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」及び「創業・第2創業促進補助金」については、「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。

<「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」>

- ①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。
- ②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ③創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

・回答では、「『平成26年の地方からの提案に関する対応方針』(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。」とあるが、現時点では一部の措置しかなされておらず、具体的な内容が分からない状況である。

・①については、「都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを通知する」とされているが、地方分権の観点から権限移譲の必要性を訴えているとご理解いただきたい。

・②については、検証状況及び必要な措置の具体的な内容について早期に示していただきたい。なお、措置の内容を検討するに当たっては、権限移譲が実現する方向で検討をお願いしたい。

・③については、「都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにする」とされているが、現在の創業・第二創業補助金においては、全国的な審査委員会が設置されているだけであり、地域審査会は設置されていない。今後、どのような形で実施するのか具体的に示していただきたい。

また、このような補助事業については、「都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる制度とすることが必要である。」と提案したところである。平成26年の地方からの提案に関する対応方針では、そこに踏み込んだ回答はなされていない。このことに関しても、移譲が実現されるよう検討をお願いしたい。

## <新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

東温市

○① 補助金の窓口が東京1本になり完全に書面だけの審査となったため、「作文の上手な人」が有利となり、実情を踏まえた採が困難と思われる(創業者の場合補助金手続きに慣れた者は希少であるためその傾向が強くなると思われる。従来は地方事務局が面談等していた。)

② (創業支援事業者の関わりが一部想定されているが)地元での支援機関での相談・指導やその後の継続支援が担保されていないことに加え、「補助金ありき」での創業が増えることが見込まれ、創業計画の改善や創業後の持続性・成長性の確保が困難となる。(従来は地方事務局で事前や申請時に相談を受けアドバイス等を行っていた。決定後も事業者には訪問し面談していた)

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県との関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 創業・第2種創業促進補助金(創業補助金)について、第1次ヒアリングにおいて、「閣議決定に記載していた各都道府県の地域審査会を、廃止して全国の窓口が一本化したことについて、対外的な説明責任があるのではないか」という指摘に対して、「御指摘のとおり」という回答があったが、創業促進補助金の窓口を一本化した経緯等について、明確に御説明いただきたい。
- 創業補助金について、第1次ヒアリングにおいて「地方事務局を置けるかどうかというのはこの場ですぐには申し上げられないが、都道府県の関与の連携を強める方向で運用改善を考えていきたい」、「地方事務局と類似の機能を次の制度でビルトインするのであれば、都道府県に説明、相談する」等の御説明があったが、概算要求の期限(8月末)を迎えた現時点での検討状況をお示しいただきたい。
- 創業補助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、数千件の創業支援補助金の審査を国が一括してやらなければいけないということに元々無理があると思われるので、国は採択基準を定める程度の役割に特化し、事務・権限を都道府県に移譲するべきではないか。
- 創業補助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、今後の創業補助金の予算編成過程においては、同補助金と密接に関連する創業支援事業計画の制度運用状況を可能な限り検証し、地方分権、地方自治の観点からその結果を反映していただきたい。
- 創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲について、第1次ヒアリングにおいて、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)における「現在の制度枠組みを含めた検証」を、「産業競争力強化法施行2年となる来年1月から3月で行いたい」という御説明があったが、当該検証はどのように行う予定か、御教示いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。

<「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」>

- ① 創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。
  - ② 創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
  - ③ 創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。
- ①については、26年度中に実施済みである。(産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定等に係る都道府県の支援について(平成27年2月6日付総行政10号))
- ②については、現在の制度枠組みを含めた検証を来年1月から3月に実施予定。
- ③については、現在、概算要求中の平成28年度予算事業において、地域審査会を設置し、都道府県が関与する方法を検討しているところ。

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

通番31

管理番号	313	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲				
提案団体	香川県、徳島県				
制度の所管・関係府省	総務省、経済産業省				

## 求める措置の具体的内容

創業から創業後のフォローアップまで一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に行えるよう次のとおり提案する。

- ①創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲
- ②創業・第二創業促進補助金に係る権限及び交付事務に係る財源を都道府県へ移譲

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創業に係る施策も県・市町が相互に連携しつつ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支援事業計画については、国から情報共有があっても県が認定権限を有していないため、市町に対し同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援に取り組める環境にない。

そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で積極的に実施している創業セミナーの開催等創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業との一層の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した創業支援を行うことができる。

また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、(公財)かがわ産業支援財団が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対しその周知に努めるとともに、申請受付時等においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに今年度からは、支援を受けた事業者等を対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催や中小企業診断士等の専門家の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。

しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県民と県及び県の関係機関との接点が減少し、同補助金やこれを通じた県・市町の関連施策の周知の機会が減少するとともに、創業者の情報を得る機会の減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じている。

創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金として交付)ことで、県と市町が連携して同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができるとともに、補助金の交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能であり、創業支援を受ける者にとってのメリットが大きい。

以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び財源の都道府県への移譲を提案する。

## 根拠法令等

産業競争力強化法第113条、114条、137条3項  
創業・第二創業促進補助金



## 各府省からの第1次回答

ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」については、「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」（平成27年1月閣議決定）の内容に従い対応していく。

＜「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」＞

- ①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。
- ②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

### 1. 創業支援事業計画の認定

創業支援については、創業支援事業計画の策定主体である市町村に十分なノウハウがない場合が多く、市町村により近い都道府県に認定権限があれば、より市町村と連携して、都道府県の施策とも関連付けた効果的な創業支援を行うことができるものと考えている。

### 2. 創業・第二創業促進補助金

香川県では創業支援を受けた事業者などを対象に、支援後のフォローアップにも取り組んでいるが、平成26年度補正予算から地方事務局が廃止され、申請受付窓口等が民間企業に一本化されたことで、創業者の情報を得る機会が減少し、フォローアップにも支障が生じている。

創業・第二創業促進補助金の移譲を受けることにより、創業から創業後のフォローアップまでの一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に行うことができるものと考えている。

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞

神奈川県、東温市

○① 補助金の窓口が東京1本になり完全に書面だけの審査となったため、「作文の上手な人」が有利となり、実情を踏まえた採が困難と思われる(創業者の場合補助金手続きに慣れた者は希少であるためその傾向が強くなると思われる。従来は地方事務局が面談等していた。)

② (創業支援事業者の関わりが一部想定されているが)地元での支援機関での相談・指導やその後の継続支援が担保されていないことに加え、「補助金ありき」での創業が増えることが見込まれ、創業計画の改善や創業後の持続性・成長性の確保が困難となる。(従来は地方事務局で事前や申請時に相談を受けアドバイス等を行っていた。決定後も事業者に訪問し面談していた)

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○創業・第2種創業促進補助金(創業補助金)について、第1次ヒアリングにおいて、「閣議決定に記載していた各都道府県の地域審査会を、廃止して全国の窓口が一本化したことについて、対外的な説明責任があるのではないか」という指摘に対して、「御指摘のとおり」という回答があったが、創業促進補助金の窓口を一本化した経緯等について、明確に御説明いただきたい。

○創業補助金について、第1次ヒアリングにおいて「地方事務局を置けるかどうかというのはこの場ですぐには申し上げられないが、都道府県の関与の連携を強める方向で運用改善を考えていきたい」、「地方事務局と類似の機能を次の制度でビルトインするのであれば、都道府県に説明、相談する」等の御説明があったが、概算要求の期限(8月末)を迎えた現時点での検討状況をお示しいただきたい。

○創業補助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、数千件の創業支援補助金の審査を国が一括してやらなければいけないということに元々無理があると思われるので、国は採択基準を定める程度の役割に特化し、事務・権限を都道府県に移譲すべきではないか。

○創業補助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、今後の創業補助金の予算編成過程においては、同補助金と密接に関連する創業支援事業計画の制度運用状況を可能な限り検証し、地方分権、地方自治の観点からその結果を反映していただきたい。

○創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲について、第1次ヒアリングにおいて、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)における「現在の制度枠組みを含めた検証」を、「産業競争力強化法施行2年となる来年1月から3月で行いたい」という御説明があったが、当該検証はどのように行う予定か、御教示いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。

<「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」>

- ①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。
- ②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

なお、①については26年度中に実施済みである。(産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定等に係る都道府県の支援について(平成27年2月6日付総行政10号))

②については現在の制度枠組みを含めた検証について、来年1月から3月に実施予定。